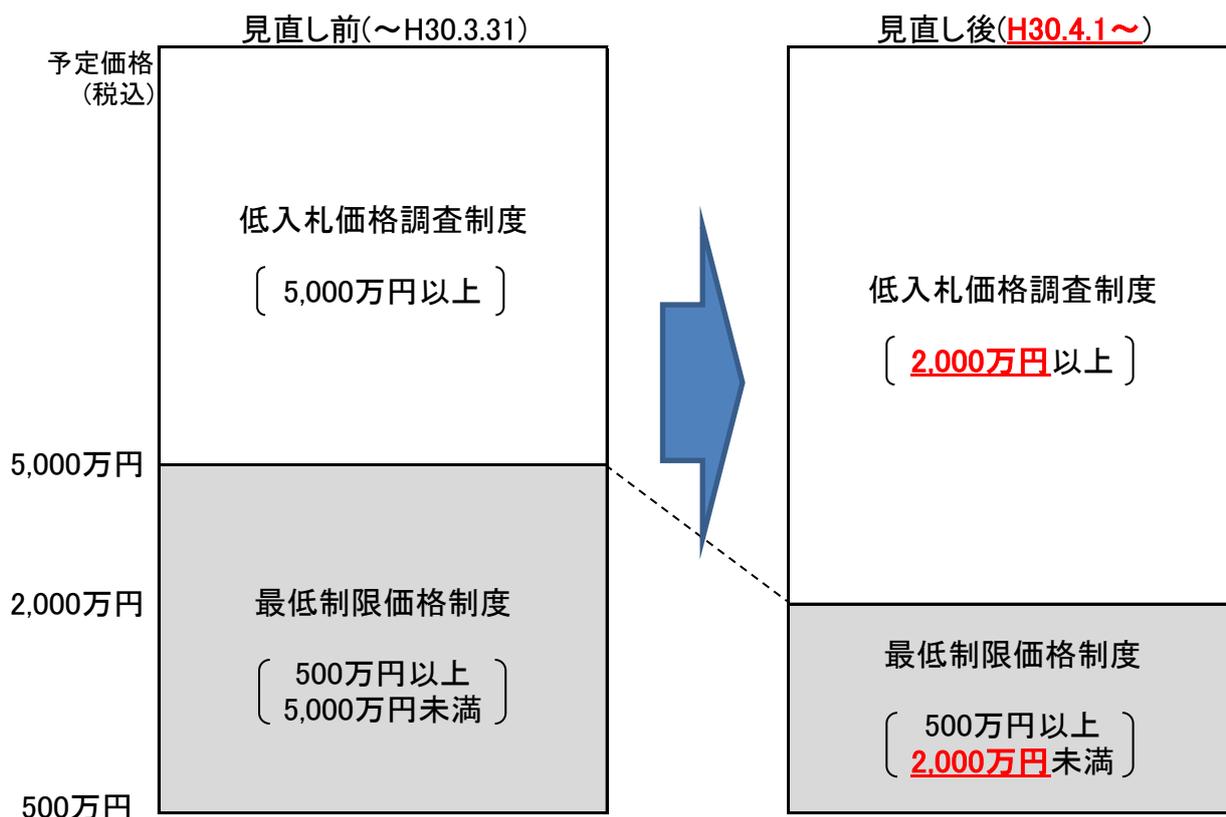


建設工事における最低制限価格制度等の見直しについて

平成30年4月1日以降に指名の通知又は入札の公告を行う建設工事に係る入札から、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適用価格帯を次のとおり見直しましたので、十分ご注意ください。

【見直し内容】

- ・最低制限価格制度の適用価格帯を500万円以上5,000万円未満から500万円以上**2,000万円**未満に引下げ
- ・低入札価格調査制度の適用価格帯を5,000万円以上から**2,000万円**以上に引下げ



<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係
TEL:076-444-3309